

第2章 みどりの保全と創出

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例など

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和 52 年には、「みどりを保護し回復する条例（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号）」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化したため、新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成 19 年 12 月 17 日条例第 79 号）」を新たに制定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、平成 10 年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。平成 21 年には、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。平成 31 年 4 月に、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するため、新たに「練馬区みどりの総合計画」を策定しました。

この計画では、30 年後に練馬のみどりに満足している区民を 80%にするという目標を掲げ、目標達成に向けた 2 つの基本方針として、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることを定めています。

(3) 練馬区緑化委員会

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 9 条に基づき、「みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するための組織」として、昭和 52 年 4 月に設置しました。

区長の諮問に応じて、みどりの基本計画の策定・変更に関することおよびみどりの保全および創出に関する重要な事項等について調査審議します。委員の任期は 2 年で、区民等、区議会議員、学識経験者の委員 20 人以内で構成しています。

令和 2 年度は 2 回開催し、「みどりの実態調査」等について審議しました。

2 みどりのネットワークの形成

(1) みどりのネットワーク形成の推進

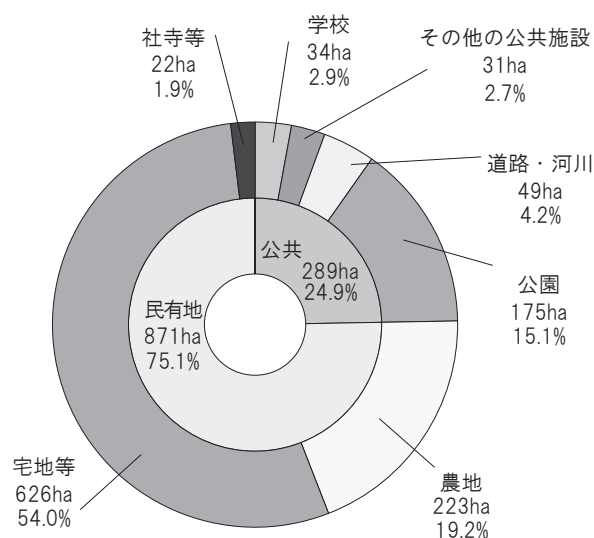
区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、23 区で最も高い 24.1%であり、大きな魅力となっていますが、減少傾向にあります。

区は、「練馬区みどりの総合計画」を31年4月に策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めることとしています。

緑被率の推移

年度	緑被率
平成18年	26.1%
平成23年	25.4%
平成28年	24.1%

緑被等の内訳（平成28年）



(2) 公共施設の樹木管理

公共施設の樹木管理について、適切な育成および保全を行っていくため、「練馬区公共施設樹木管理要綱」を令和2年1月に制定し、樹木の育成管理方針や施設管理者の役割などを定めました。これに基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設約250施設の樹木管理を行っています。

(3) 民有樹林地の保全

区は、区内のみどりの約4分の3を占める民有地のみどりを保全する事業に取り組んでいます。

ア 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者との交渉を進めています。

イ 市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる

市民緑地制度を活用して保全に努めています。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放しています。敷地面積が 1,000 m²以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼んでいます。

市民緑地の推移 (各年度末)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
憩いの森 1,000 m ² 以上	40 か所	40 か所	40 か所
	95,023 m ²	97,235 m ²	98,027 m ²
街かどの森 300 m ² 以上	5 か所	5 か所	5 か所
	2,753 m ²	2,753 m ²	2,753 m ²

ウ 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定しています。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

保護樹木・保護樹林の推移 (各年度末)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
保護樹木	1,192 本	1,193 本	1,162 本
保護樹林	72 か所	72 か所	73 か所
	18.7ha	18.6ha	20.3ha

(4) みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めています。

ア みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援しています。

みどりの協定の推移 (各年度末)

	協定地区数	協定に基づく支援
平成 30 年	19 団体	苗木の提供 1,675 本
令和元年	20 団体	苗木の提供 1,988 本
令和 2 年	21 団体	苗木の提供 1,444 本

イ 区民協働花壇事業

公園や駅周辺の花壇など、公共の花壇を地域住民が管理することで、地域への関心が深まるとともに、地域コミュニティを育む、魅力的な花壇づくりを推進しています。

花壇管理の状況

(各年度末)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
公園等花壇	22 か所	20 か所	31 か所
駅周辺花壇	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体

ウ 緑化助成制度

道路に面した生け垣を新たに設置する場合や、フェンス緑化、沿道緑化等に要する費用の一部を助成しています。令和 2 年度の助成実績は、生け垣化 20 件（269.1m）、フェンス緑化 2 件（31.9 m²）、沿道緑化 6 件（29.1 m²）でした。

(5) 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。令和 2 年度は問合せが 1,985 件、事前協議申請が 853 件ありました。

(6) 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければなりません。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。令和 2 年度は 52 件の届出がありました。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) 個人のみどりを地域で守る仕組み

地域のみどりを守り育てるため、公園や憩いの森の区民管理の拡充、みどりを守り育てる人材や団体の育成など、区民協働のムーブメントの輪を広げる取組を進めています。

ア 公園や憩いの森等の区民管理

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主的管理活動を支援しています。

公園や憩いの森等の自主管理活動の推移

(各年度末)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
公園の自主管理	27 か所 20 団体	30 か所 22 団体	29 か所 21 団体
憩いの森等の自主管理	2 か所 2 団体	3 か所 3 団体	3 か所 3 団体

イ 区民活動団体育成支援事業

区は、憩いの森等を地域住民自ら管理・保全する区民活動団体を育成してい

ます。令和2年度は大関山の森緑地で育成支援を開始しました。活動団体は、清掃・除草の他に、野草の保全や樹木のせん定等も行いながら、森の特性に応じた管理を行うことを目指しています。

(2) みどりを守り育てる人材や団体の育成

令和2年度に、みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」にみどり分野を開講しました。令和2年度は6回開催しました。

(3) 練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成16年10月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置しました。基金は寄付金と区の積立金等からなっています。これまでに希少なカタクリの大群生地である清水山の森（大泉町一丁目）の取得に2億円を活用しました。

令和元年12月に、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる基金にリニューアルしました。令和2年度末の現在高は、18億8756万円です。

(4) みどりの普及啓発施設

ア 花とみどりの相談所

令和2年度は大規模改修工事のため休館しました。令和3年5月から、四季の香ローズガーデン講習棟としてリニューアルオープンします。

イ 四季の香ローズガーデン

平成28年5月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した、6種類のバラの香りを楽しめる、国内でも珍しいバラ園です。令和2年度の来園者数は55,863人でした。令和3年5月から、新たに「色彩のローズガーデン」と「香りのハーブガーデン」のエリアが加わり、指定管理者による管理を行います。

ウ 牧野記念庭園

昭和33年12月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園です。令和2年3月に都指定文化財（名勝及び史跡）の指定を受けました。記念館では常設展示のほか、牧野博士に関連する企画展を行っています。令和2年度は企画展を3回開催しました。



四季の香ローズガーデン



牧野記念庭園

エ 土支田農業公園

平成 5 年 5 月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園しました。農場スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催しています。令和 2 年度は 28 回開催しました。

オ こどもの森緑地

平成 27 年 4 月に子どもたちが木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園しました。令和 2 年度は、駐輪場を拡張整備しました。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしてくれます。令和 2 年度の来園者数は 31,978 人でした。



土支田農業公園



こどもの森緑地

カ 中里郷土の森緑地

平成 29 年 3 月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地です。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催しています。令和 2 年度の来園者数は 7,771 人でした。



中里郷土の森緑地のホタル